

特殊健康診断等 ①②⑤の対象職員は「化学物質取扱状況調査」に基づき「特殊健康診断等調査票」に回答すること。

*「特定の有害業務従事者に対する健康診断」・・・雇入時、当該業務への配置換え時及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施する。

	各法令に基づく特殊健康診断等	対象職員	検査項目等	備考
特殊健康診断	有機溶剤健康診断 (有機溶剤中毒予防規則第29条)	有機溶剤を取り扱う職員 (主に特定業務「フ」に該当する職員)	必須項目 (有機溶剤中毒予防規則第29条第2項、3項) 1. 業務歴調査 2. 既往歴 3. 自覚症状及び他覚症状 4. 作業条件の簡易な調査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物量の検査 6. 有機溶剤の種類に応じ実施する項目 (別紙3 別表1) ① 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 ② 肝機能検査 ③ 貧血検査(血色素量、赤血球数) ④ 眼底検査 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目 (有機溶剤中毒予防規則第29条第5項) 1. 作業条件の調査 2. 貧血検査 3. 肝機能検査 4. 尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査 5. 神経内科学的検査	尿の採取時期 連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことが望ましいが、キシレン等は連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えない) 別表1 第1次検査
	特定化学物質健康診断 (特定化学物質等障害予防規則第39条)	特定化学物質を取り扱う職員 (主に特定業務「フ」に該当する職員)	1. 業務経歴調査 2. 既往歴の有無調査 3. 自覚・他覚症状の有無調査 * 特定化学物質の種類により行う項目	別表2 第1次検査 別表3 第2次検査 取り扱う特定化学物質の種類により検査項目が異なる。 ホルマリン・エチレンオキシド取扱い者については、(特定化学物質等障害予防規則に基づく特殊健康診断を行う必要はなく、労安衛法に基づく特定業務従事者健康診断を、配置換え時及びその後6月以内ごとに1回実施する。
	高気圧業務健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第38条)	特定業務「ホ」に該当する職員	第一次検査 1. 既往歴及び高気圧業務歴 2. 自覚症状又は他覚症状の有無 3. 四肢の運動機能 4. 鼓膜及び聴力 5. 血圧の測定, 尿糖及び尿蛋白 6. 肺活量検査	第二次検査 (第一次検査の結果、医師が必要と認めた者について実施) ①作業条件調査 ②肺換気機能検査 ③心電図検査 ④関節部のX線直接撮影による検査
	電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)	特定業務「ハ」に該当する職員	1. 被ばく歴の有無調査及びその評価 2. 白血球数及び白血球百分率 3. 赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値検査 4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査 医師が必要でないと思えるときは、2.～5.に掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。	健康診断項目について、以下の者は血液検査の省略は不可。 ・本学の放射性同位元素等取扱施設における業務従事者(琉球大学放射線障害予防規則) ・業務従事者として登録する前。 ・前年1年間の実効線量が5ミリシーベルト以下、かつ健診日以降の1年間の実効線量が、5ミリシーベルトを超える恐れがある者。 ・上原事業場の業務従事者においては、産業医の判断による者についてはその限りではない。

	各法令に基づく特殊健康診断等	対象職員	検査項目等	備考
健 歯 科 診 断 医 師 に よ る	⑤ 歯科健康診断 (労働安全衛生規則第48条)	特定業務「ル」に該当する職員	1.作業内容 2.取扱い物質・取扱量・取扱時間他調査 3.歯科健康診断	学外指定歯科医院にて、職員健康診断とは別日で実施する。
騒 音 作 業 健 康 診 断	⑥ 騒音作業健康診断 (基 発0420第2 号令和5年4月20日)	騒音作業に常時従事する職員	1. 業務歴の調査 2. 既往歴の調査 3. 自覚症状及び他覚所見の有無 4. オージオメーターによる気導純音聴力検査 (250・500・1000・2000・4000・8000Hz) * 雇入時健康診断診及び離職時等にも実施する。	安衛法に基づく定期健康診断が6月以内に行われた場合は、これを本通達に基づく定期健康診断とみなして差し支えない。 また、第 I 管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が85dB未満の場所における業務に従事する労働者については、本ガイドラインに基づく騒音作業健康診断を省略しても差し支えない。
振 動 業 務 健 康 診 断	⑦ 振動業務健康診断 (基通達昭和45年2月28日)	チェーンソー等を常時使用する職員	振動障害の特殊健康診断の診断項目は、職歴調査、自覚症状調査、問診、視診、触診、運動機能検査、血圧等、抹消循環機能検査及び抹消神経機能検査となっています。(昭和50年10月20日付け労働省労働基準局長通達「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」による。)(昭和45年2月28日付け労働省労働基準局長通達「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」(昭和48年10月18日改正)による。)	雇入れの際、当該業務への配置替の際及び6月以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を行うこと。